

平成 26 年度第 1 回児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成 26 年 6 月 20 日（金）13：00～15：00
- 2 開催場所 青森市役所第 2 庁舎 2 階 庁議室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、長内幸雄委員、鳴海明敏委員、道川晋司委員、森理恵委員
- 4 欠席委員 木村聖一委員
- 5 事務局出席者 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部理事 能代谷潤治、子どもしあわせ課長 小倉信三、浪岡事務所健康福祉課副参事 加福拓志、子どもしあわせ課副参事 西澤哲司、副参事 太田直樹、主幹 竹内巧、主幹 松島豊、主査 駒ヶ嶺祐、主査 川村拓、主査 小山内孝育、主事 柿崎優子
- 6 会議内容
 - 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 健康福祉部長あいさつ
 - 4 事務局職員紹介
 - 5 審議案件
 - (1) 「子ども・子育て支援新制度」に関連する条例案骨子（案）のパブリックコメントの実施について
 - 6 報告案件
 - (1) 平成 26 年度青森市子ども会議の開催概要について
 - (2) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2014 青森の開催について
 - (3) 平成 26 年度第 1 回青森市子ども・子育て会議の概要について
 - 7 閉会

審議 (1) 「子ども・子育て支援新制度」に関する条例案骨子（案）のパブリックコメントの実施について

事務局より資料 1、2 について説明

質疑・応答

○委員

資料 1 の表中「3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につ

いて、この事業を市内で実際にやろうとしている方がいるという前提で作るのか。

○事務局

事業所内保育所については、すでに青森市内にある。また、現在、認可外保育をやっている方が、基準を満たした場合、市がその事業の必要性を判断することになる。

○委員

資料2の3ページ、確認制度の点線で囲まれている認定区分の19条というのは、子ども・子育て支援法の19条ということでしょうか。

○事務局

そのとおりである。

事務局より資料3-1について説明

質疑・応答

○委員

業務の質の評価等のところで、「自己評価を行い」というのと、「外部の者による評価を受けて」というのがあるが、ここで言う自己評価は、評価をするための基準があり、それに基づいて評価をするのか。また、外部の者による評価は、どこかしかるべき機関で評価を受けるということでしょうか。

○事務局

自己評価はこれまでもそれぞれの保育所で行い、市の監査においてらし合わせも行っている。外部評価については、現在のところは、できるだけ受けるようにということになっている。

○委員

全国保育士養成協議会が評価に関わっていたと思うが、他にはどのようなところが評価機関となっているのか。

○事務局

青森県社会福祉協議会が評価機関のひとつとなっているが、評価する機関が少なくなってきた。

○委員

新規の条例を見ると、一般原則のところ、園児のあるいは利用者の人権に配慮するということが出ているが、現在の保育所を含んだ児童福祉施設の運営基準には、該当する部分はあるのか。

○事務局

これまでの運営基準においても、第6条に同様の内容はある。

○委員

これから支援新制度をもとに、児童福祉法が改正され、利用定員について、同じ3歳未満でも、0歳の定員と1、2歳の定員が分けられ、設備の基準のところでは、0歳、1歳については、ほふく室そのものは、3.3平方メートルになるが、1、2歳のうち、1歳については3.3平方メートル、2歳は1.98平方メートルとなる。このことにより、1、2歳の定員と0歳の定員と分けられるので、面積を考えるとときに複雑になる。現場での調整が必要になるのではないかと気になっている。これまでは、60人の定員であれば、60人で全体分の面積基準を満たしていればよかったが、今後は、2号認定と3号認定、3歳以上、3歳未満、3歳未満でも0歳と1、2歳で分けられることになる。

国の子ども・子育て会議でもこのような整理でやってきてはいるが、参酌基準なので、必ずそうしなければならないわけではない。

○事務局

現在も0歳、1歳児については、市と保育所で面積等を踏まえた上でお願いしているので、現場では、混乱しないと考えている。

○委員

今まで何度も新制度の説明を行ってきたが、現場では理解されていないと感じている。

○事務局

新制度に対しての理解というところについては、市でも、説明会を行っているが、全部が全部理解しているとは言えないような状況がうかがえたので、そこのところはしっかりやらせていただきたいと考えている。

○委員

資料3-1の2の条例改正に関する市の考え方のところで、参酌すべき基準について、「省令と異なる基準を規定するほどの地域的な特性が認められないことから」とあるが、どう判断をして地域的な特性が認められないということになったのか。他の条例案もすべ

てそのように書かれているので、機械的に判断したのではと疑問に思う。

○事務局

機械的に参酌すべき基準をそのままということは、当然していない。ここにある項目について1つずつ協議し、結果として、地域的な特性が認められないという判断に至った。

事務局より資料3-2について説明

質疑・応答

○委員

4ページの、教育及び保育を行う期間及び時間のところですが、「幼保連携型認定こども園の教育時間は1日につき8時間を原則とする」としてよいのか。府省令には標準とすると記載されている。

○事務局

標準的な教育時間と入れさせていただく。

○委員

暴力団排除の基準については、児童福祉施設全般についてあるのか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

一般原則のところ、「幼保連携型認定こども園は、園児の人権に配慮するとともに、人格を尊重しなければならない。」とされていて、これはいいことだと思うが、本市においては、「子どもの権利条例」が制定されているので、例えば、「青森市子どもの権利条例の精神に則り」というように少し触れていただきたい。

○事務局

権利条例を入れ込むことで、文言の整理をさせていただく。

○委員

食事の提供について、小学校、中学校では、アレルギー食に関して、非常によく管理されているが、保育園や幼稚園の場合は、離乳食の管理などを、安心・安全の面でどのようにしているのか。

○事務局

保育所においても、保護者から診断書をもらい除去食に努めるなど、非常に気を使っている。命に関わることでもあるので、現在、青森市保育連合会と市の保健所が一緒になり、アレルギーに対する食事の提供のあり方のマニュアルを策定しているところである。

事務局より資料3-3について説明

質疑・応答

○委員

利用乳幼児及び職員の健康診断とあるが、保育所においても利用乳幼児の健康診断を行っているのか。

○事務局

必ず行っている。

○委員

保育所について、懲戒権濫用の禁止や虐待の禁止などは、青森市の現行の運営基準の中には入っていないのか。

○事務局

現在の基準にも入っている。

事務局より資料3-4について説明

質疑・応答

○委員

項目20 「定員の遵守」で、「やむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えて特定教育・保育を行ってはならない」とあるが、この、やむを得ない事情というのは、どのようなことを想定しているのか。また、指導監査時については、どのように考えているのか。

○事務局

やむを得ない場合というのは、例えば、母親がDVの被害にあっているなどで、どうしても保育をできない特別な事情がある場合に、市から保育所に対してお願いするということを想定している。

監査時については、事情を共有し、監査を行うことを想定している。

○委員

監査項目については、どのように考えているのか。

○事務局

新しい条例の項目に則って、整理した上で監査する。

事務局より資料3-5について説明

質疑・応答

○委員

5ページの事故発生時の対応で、「損害賠償を速やかに行わなければならない」とあるが、他の条例にはこのような記述はなかったと思うが、なぜ敢えてここだけこのように書いているのか。

○事務局

例えば、資料3-4の9ページ、特定教育・保育施設の30番の一番下、「特定教育・保育施設」で、これらの施設はすべて損害賠償を速やかに行わなければならないと規定している。

○事務局

御指摘いただいた内容を事務局でもう一度精査し、この後パブリックコメントをさせていただくが、その際、皆さんには直したところがあるようにして送付させていただくということでよろしいか。

○全委員

はい。

報告(1)平成26年度青森市子ども会議の開催概要について

事務局より資料5について説明

意見・質問なし

報告(2)「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2014青森の開催について

事務局より資料6について説明

質疑・応答

○委員

分科会の委員としては、時間があれば参加するというだけでよいか。また、子ども会議委員は、必ずしも関わるということではないということか。

○事務局

子ども会議委員がどのように関わるかについては、これから実行委員会で、参加する自治体の状況を見て考えていきたいと考えている。また、子ども会議委員の参加については、子どもたちに話をして、参加したいということであれば、子ども委員が関わっていくような場面を作っていきたいと考えている。詳細は、決まり次第、御報告申し上げるとともに、御案内を差し上げたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

報告（3）平成26年度第1回青森市子ども・子育て会議の概要について

事務局より資料7について説明

質疑・応答

意見・質問なし